

広島県告示第九百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十三年広島県告示第二百五十二号			
所在地	広島県三次市畠敷町地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因		
	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因		
土砂災害特別警戒区域	庄屋川（二〇三）	土石流	庄屋川（二〇三）	土石流
	二本松川（二〇四）	土石流	二本松川（二〇四）	土石流
	権現川（二〇五）	土石流	権現川（二〇五）	土石流
	恵木谷川（二〇六）	土石流	恵木谷川（二〇六）	土石流
	恵木谷川（二〇六隣）	土石流	恵木谷川（二〇六隣）	土石流
	岩屋寺谷川（二〇七）	土石流	岩屋寺谷川（二〇七）	土石流
	岩屋寺谷川（二〇七隣）	土石流	岩屋寺谷川（二〇七隣）	土石流
	大谷川（五〇八一）	土石流	大谷川（五〇八一）	土石流
	大谷川（五〇八一隣a）	土石流	大谷川（五〇八一隣a）	土石流
	大谷川（五〇八一隣b）	土石流	大谷川（五〇八一隣b）	土石流

大谷川 (五〇八一隣 d)	大谷川 (五〇八一隣 c)
土石流	土石流
大谷川 (五〇八一隣 d)	大谷川 (五〇八一隣 c)
土石流	土石流